

## 生徒心得

私達嘉中学校の生徒は、平和で明るく楽しい学校生活を送るために、次のことを守ろう。

### 通学

1. 登下校時は交通ルールを守り、学校へは遅くとも本鈴の5分前(8時20分)までに登校しよう。
2. 放課後は決められた時間を守り下校しましょう。
3. 欠席・遅刻・早退は必ず届けましょう。  
忌引 父母7日・祖父母3日・兄弟姉妹3日・おじ・おば2日・いとこ・おい・めい1日
4. 自転車通学は認めていません。
5. 登下校中の飲食は禁止です。
6. 登校時に困ったことがあれば、保護者の人や学校に連絡しよう。

### 校内生活

学校内では、よりよい学校をつくるため努力しましょう

#### 1 服装等のきまり

きまりは集団生活の道しるべです。一人ひとりがお互いに尊重し合う気持ちが集団のきまりとなっています。

##### ①通学カバン

- ・機能的で通学に適したもの

##### ②靴

- ・運動に適した靴を履こう。
- ・雨天の場合レインシューズ・長靴は可。
- ・本校は3足制です。
- ・校舎内は指定のスリッパ、体育館では体育館シューズを使用しましょう。

##### ③頭髪

- ・特別な加工はやめよう。

##### ④ソックス

- ・派手でないものを使用しましょう。

##### ⑤服装

- ・本校では衣替えの期間を設定していませんが、時・場所・目的に合った服装を心がけましょう。
- ・入学式や卒業式などの式典では、ブレザーを着用します。(学校指定の服装を購入する場合は、担任まで連絡してください。

## 2 学校生活

### (学習面)

- ・休み時間中に授業の準備をして、始嘉のベルで着席をし、授業に臨みましょう。
- ・授業中は私語を慎み、真剣に勉強しましょう。
- ・授業中は主体的に学習しましょう。

### (生活面)

- ・登校後の外出は認めません。
- ・校内での危険な遊び(校舎内のボール遊びや校舎周辺を走る等)はやめましょう。
- ・いかなる理由があっても暴力、暴言等、人を傷つける行為をしてはいけません。

## 3 昼食について

- ・給食を注文するか、家庭から弁当を持参しましょう。
- ・弁当は自分の教室で昼食時間に食べよう。
- ・昼食を忘れた場合は担任に申し出ること。
- ・昼食の後はきれいに片づけましょう。

## 4 礼儀

- ・先生や生徒同士の間では「おはよう」「さようなら」などのあいさつをかわしましょう。
- ・学校へのお客様にもあいさつをしましょう
- ・職員室への出入りは礼儀正しくしましょう。
- ・お互いに多様性を尊重する心を持ちましょう。
- ・正しく丁寧な言遣いを心掛けましょう。

## 5 美化・整頓

- ・校具をていねいに取扱い、あと始末をきちんとしましょう。
- ・落書きをしたり、帆、いす等を傷つけたりしてはいけません。
- ・学校の諸設備及び校具は無断で持ち出して使用しないこと。破損した時はすぐに届け出ること。
- ・校舎の美化につとめ、清潔を保ち、責任をもって清掃しましょう。

## 6 所持品

- ・携帯電話や不必要的道具など、学習に関係のないものは学校に持ってこないこと。また金銭の貸し借りは絶対にしないこと。
- ・所持品には学年、組、名前を明記し、大切にしましょう。
- ・雨天の場合、持ってきた傘は自分の傘立てに入れましょう
- ・落し物をしたり、見つけたりした時は、すぐに先生に届け出ましょう。

## 校外生活

- ・常に生徒手帳を携行し、嘉楽中学生としての自覚と誇りを持ち、中学生として恥ずかしくない行動をしよう。
- ・交通ルールを守り、安全面に気をつけ、交通の妨げにならないように努めましょう。
- ・外出する時は、必ず行き先、同行者、帰宅予定時間などを家の人人に告げ、許可を得てから行くようしよう。
- ・地域の一員として、地域の人々と協力して、よりよい環境をつくりましょう。

## 生徒会規約

### 第1章 総 則

#### 第1条(名称)

本会は京都市立嘉楽中学校生徒会(KARAKU STUDENT ASSOCIATION)とし、略称を「K・S・A」とする。

#### 第2条(目的と活動)

本会は学校からまかせられた範囲内で生徒の手で運営されるものであり、話し合いと実行によってあるいは機会に自主自立をめざし、自ら責任感を持ち、学校生活の向上につとめる。

#### 第3条(会及び顧問)

本会は嘉楽中学校生徒全員を会員とし、先生を顧問として助言・指導を受け、協力して、充実した活動を行う。

## 第2章 役員及び委員とその任務

- 第4条 本会は全会員の公選により会長1名、副会長2名(2年生1名、1年生1名)、書記1名、会計1名(1年生)、評議長1名、各専門委員長5名をおく。
- 第5条 会長は本会を代表し生徒会の仕事の統率をする。
- 第6条 副会長は会長を助け、会長に事故のあった場合は代行する。
- 第7条 会計は本会の会計事務にあたる。
- 第8条 書記は本会の議事の記録・書類の保管・伝達・生徒会誌発行にあたる。
- 第9条 評議会議長は評議員を代表し、評議会の仕事を統率する。
- 第10条 各専門委員長は各専門委員会を代表し、各専門委員会の仕事を統率する。第11条 本会は各学級より評議員男女各1名、専門委員男女各5名の学級役員を選ぶ。ただし評議会議長と専門委員長は、学級役員も兼ねる。
- 第12条 学級役員は次にあげる機関の評議会は又は、専門委員会に所属して活動する。

### 第3章 機 関

- 第13条 本会には次の機関をおく。
  1. 生徒総会
  2. 本部長会
  3. 評議会
  4. 専門委員会
  5. 生徒集会
  6. 部連絡会
  7. 部集会
  8. 各種委員会

#### 第14条 生徒総会

生徒総会は本会の最高議決機関であり年1回開くことを原則とする。ただし、評議会が必要と認めた時や会員の4分の1以上の署名要求があれば臨時に開くことができる。

#### 第15条 本部長会

1. 本部長会は会長、副会長、書記、会計、評議会議長、各専門委員長で構成する。
2. 本部長会は最高執行機関であり、企画立案したものを評議会に甘是出し承認を得て実施する。
3. 必要に応じて、連絡会(本部長会)をひらく。

#### 第16条 評議会

1. 評議会は本会の代行議決機関であり、評議員で構成され、必要に応じて関係者(本部役員、専門委員長、部連絡長)の出席を求めることができる。
2. 評議会は、毎月1回開くことを原則とする。ただし本部長会の要求があったときには、臨時に開くことができる。
3. 評議会で必要と認めた場合は、各種委員会をつくることができる。
4. 評議会は学級を代表し学級の仕事を統率する。

#### 第17条 専門委員会

1. 本会には、生活安全・環境美化・保健体育・図書文化・学習協力の専門委員をおく。
2. 専門委員は学級より選出される。
3. 専門委員会は月1回開くことを原則とする。ただし必要に応じて臨時に開くことができる。
4. 専門委員会の任務は別に定める。

#### 第18条 部連絡会

1. 本会は体育部連絡会と文化部連絡会とをおく。
2. 部連絡会は各部より選ばれた部長により構成され、さらに互選により、体育部連絡会長と文化部連絡会長をおく。
3. 部連絡会規約、部活動細則については別に定める。

#### 第19条 学級集会・部集会

1. 学級は、評議員を中心として、学級活動を行い、また評議会・専門委員級委員をおく。
2. 学級は、評議会・専門委員会へ委員を通して意見や討議事項を提出したり、また各機関から送られてきた議案を討議したりする。
3. 部については別に定める。

### 第4章 会議

第20条 本会のすべての会議は原則として公開する。また、その会議を開くためには、構成人員の三分の二以上の出席を必要とし、出席議員の過半数で議決する。

第21条 本会の全議の議決事項は公表しなければならない。

### 第5章 任期及び解任

第22条 本部役員及び各専門委員長の任期は1年間とする。

第23条 学級委員、評議員の任期は前期(4月より10月まで)、後期(11月より3月まで)とする。

第24条 すべての役員、学級委員は兼任してはならない。(評議員と評議会議長及び専門委員長と学級委員は例外とする。)

第25条 役員、学級委員、部連絡会長、評議員、部長が不信任と認められる場合はそれを選んだ母体の四分の一以上の署名要求で信任投票を行うことができる。その結果母体の半数以上が不信任の場合はその人は解任される。第26条 本部役員、委員等に欠員が生じた場合は補充選挙を行う。ただし、選挙後3ヶ月に満たない場合は次点者のくり上け当選とする。

### 第6章 会計

第27条 本会の会費は生徒総会で決定する。

第28条 会費の用途に関する予算は本部会で立案し、生徒総会の承認が必要である。

第29条 本部会計は決算報告書を生徒総会に提出し承認を得なければならない。

### 第7章 補則

第30条 本規約の改正は評議会の三分の一以上の賛成で発議され、生徒総会で出席者の過半数が賛成した場合に成立する。